

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び3項の規定による愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問説明書を添えて諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年6月19日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

- (1) 本児は、他自治体から転入したものであるところ、転出自治体（〇〇）において療育手帳の交付を受けていたのである。国課長通知によれば、療育手帳に係る転出入手続は、原手帳の住所記載を訂正すれば足りるはずである。したがって、本児に係る愛の手帳の交付却下には理由がない。
- (2) 処分庁は、却下理由に「その他聴取内容等から」と示すが、

児相センターの担当者から聴取をされた事実はなく、附記理由には誤りがある。

- (3) 「転居に伴う療育手帳の取扱いについて」（平成6年2月8日付5福障精第717号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「都部長通知」という。）によれば、転入者から愛の手帳の交付申請を受理した機関は、提出された他道府県等の療育手帳の住所欄を新住所に訂正することとしているが、本件申請に当たり、障害福祉課は原手帳に訂正を行っておらず、手続に違背がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年3月16日	諮問（諮問説明書の添付あり）
平成30年4月26日	審議（第20回第3部会）
平成30年5月25日	審議（第21回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書、諮問説明書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 療育手帳制度について

(1) 国要綱等と都道府県等要綱等の関係

ア 知的障害者に係る療育手帳については、同手帳制度自体を定める法令は存在せず、昭和48年に発出された国の厚生事

務次官通知である「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙。以下「国要綱」という。）をその根拠とするものである。

国要綱第3・1は、「この制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。」旨を定め、療育手帳の実施主体を各都道府県及び政令指定都市（以下、併せて「都道府県等」という。）の長としている。各都道府県等においては、国要綱を基に、それぞれが制定した要綱等（以下「都道府県等要綱等」という。）に基づいて、類似の制度が創設されている。

イ 療育手帳制度の具体的取扱いについては、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知。以下「国局長通知」といい、国要綱と併せて「国要綱等」という。）により定められているが、国要綱等では、療育手帳の交付の可否を決定する際によって立つ基準となるべき対象者の障害程度や認定の基準に関する規定は設けられていない。

各都道府県等の長は、それぞれ都道府県等要綱等により認定基準、交付手続等を定めて、知的障害者に対する手帳の交付制度を実施している。

ウ 以上のことを踏まえると、国要綱等は、国が独自に制度を規定するものではなく、地方公共団体に対して療育手帳制度の創設及び実施を促すことを目的に定められたものであり、各都道府県等における手帳の交付制度は、都道府県等要綱等に基づき運営される都道府県等の長の固有の事務であると解される。

なお、障害者に係る各種の手帳のうち、身体障害者手帳に

については身体障害者福祉法（15条）に、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（45条）に、それぞれ発行の根拠となる規定があり、国内共通の制度となっているが、知的障害者を対象として発行すべき手帳に関する規定は、知的障害者福祉法その他の関係法令には現在においても設けられておらず、現時点では、各地方公共団体固有の制度として運営されているに過ぎないものであり、手帳の名称、障害程度区分等の点においても全国的に統一されているものではない。

(2) 他の都道府県等からの転入者に係る取扱い（国課長通知）

ア 上記(1)のとおり、都道府県等の手帳の交付制度は、手帳の名称、障害程度区分等の点において全国的に統一されているものではないが、国課長通知は、知的障害者及びその保護者の負担を軽減し、療育手帳の利活用を図る観点から、知的障害者が他の都道府県等に転居した場合の取扱いについて、以下のとおり定めている。

① 新住所地の都道府県等において、療育手帳の記載事項の訂正により使用することを原則とする（国課長通知1）。

② 旧住所地の療育手帳をそのまま使用することが困難で、やむを得ず新規に療育手帳を発行する場合は次のとおりとする。

- ・ 障害をもつ本人等の負担の軽減、一貫した指導・相談等の観点から、（中略）精神薄弱児（者）又はその保護者が、旧住所地の児童相談所又は精神薄弱者更生相談所における判定資料の活用を申し出た場合には、可能な限り、新住所地の都道府県等は、旧住所地の都道府県等の判定資料を活用し、原則として新たに面接

を行うことなく療育手帳を交付すること（国課長通知 2・(1)）。

- ・ 新たな療育手帳を交付するまでの間、経過的に旧住所地の療育手帳の使用を認める配慮をすること（国課長通知 2・(2)）。

イ 上記アの国課長通知 1 及び 2 には、それぞれ「原則としている」、「可能な限り」といった例外的な取扱いの存在を前提とした定めが置かれており、その規定ぶりからすれば、国課長通知は、㊦旧住所地の都道府県等における療育手帳をそのまま使用することができない場合もあること、㊧新規に療育手帳を発行する場合に旧住所地の判定資料にはよらずに判定を行うこともあることを当然に想定し、許容する趣旨であると解される。

そして、上記(1)記載のとおり、国要綱等では、療育手帳の交付の可否を決定する際によって立つ基準となるべき対象者の障害程度や認定の基準に関する規定は設けられていないことからすれば、都道府県等要綱等を根拠とする各々の手帳の交付制度の間では、その対象となる障害程度や認定の基準にも、自ら相違が生じ得るものである。そのため、旧住所地の都道府県等における療育手帳をそのまま使用できない場合や新規に療育手帳を発行する場合に旧住所地の判定資料によらずに判定を行う場合も当然に想定されるところであるが、国課長通知では、その場合の具体的な取扱いについては定められていない。

そうすると、国課長通知は、旧住所地の都道府県等における療育手帳をそのまま使用できない場合や新規に療育手帳を発行する場合に旧住所地の判定資料にはよらずに判定を行う場合の具体的な取扱いについては、手帳の交付制度を実施す

る都道府県等においてそれぞれ定めるべきことを想定し、また許容しているものと解するのが相当である。

2 都要綱等の定めについて

(1) 東京都の「愛の手帳」交付制度について

東京都における知的障害者に対する「愛の手帳」の交付は、東京都知事が独自に策定した都要綱を根拠として、昭和42年4月より行っているものであり、東京都では、上記1(1)記載の療育手帳制度の開始後も、「愛の手帳」制度を療育手帳制度に切り替えることなく、これに相当する独自の制度として「愛の手帳」制度を実施している。

都要綱を根拠に創設された「愛の手帳」交付制度は東京都知事の固有の事務であり、「愛の手帳」の交付の可否及び手帳を交付する場合の程度区分に関する決定は都要綱に基づき行うべきこととなるところ、都要綱では、手帳の交付対象、交付手続、認定基準等について、後記(2)のとおりに定められている。また、他の道府県等からの転入者の取扱いについては、後記(3)のとおりに定められている。

(2) 「愛の手帳」の交付対象、交付手続、認定基準等

ア 「愛の手帳」の交付対象について

(ア) 都要綱1条は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とすると定める。

都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置された児童相談所（対象者が18歳未満の場合。以下「児童相談所」という。なお、児相センターは、同条例に基づく児童相談所であ

る。)又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置された東京都心身障害者福祉センター(対象者が18歳以上の場合)において、知的障害と判定された者に対して交付すると定める。

(イ) 東京都の「愛の手帳」交付制度では、上記(ア)のとおり、「知的障害者」に対して手帳を交付することを同制度の目的とすること、「知的障害」と判定された者に対して手帳を交付することが都要綱で明示されており、知的障害を伴わない発達障害は手帳の交付対象とはされていない。

ただし、発達障害には知的障害を合併することがあるため、合併して知的障害を伴うと認められた発達障害の者については、愛の手帳の交付対象とされている。

イ 「愛の手帳」の交付に係る手続等

都要綱3条1項は、「愛の手帳」の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては児相センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児相センター所長は、総合判定基準表(別紙1。以下「総合判定基準表」という。)及び被判定者が6歳から17歳までである場合は都要綱別表3「知的障害(愛の手帳)判定基準表(6～17歳 児童)」(別紙2。以下「個別判定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、

同条1項の規定により交付申請を却下するときは、児相センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により請求人に通知するものとしている。

ウ 「愛の手帳」の認定基準

(ア) 総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

(イ) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下、都要綱と併せて「都要綱等」という。）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

(3) 他の道府県等からの転入者の取扱い

ア 東京都では、国課長通知の趣旨を踏まえて、他の道府県等からの転入者の取扱いについて、都部長通知により、以下のとおり定めている。

① 住所変更の処理

転入者が18歳未満の場合は児童相談所において、（中

略) 愛の手帳の交付申請の手続きを行う。但し、転入者が直接福祉事務所に来所した場合は、福祉事務所は申請書類を仮受理し、下記2の住所変更の処理を行った後、申請書類を判定機関に送付する(都部長通知1)。

転入者から愛の手帳の交付申請を受理した上記機関は、新住所を証明書等で確認の上、他道府県の療育手帳の住所欄を都内の新住所に訂正する(都部長通知2)。

② 愛の手帳の判定

転入者が愛の手帳の交付申請にあたって、他道府県の療育手帳交付時の判定資料の活用を希望する場合は、別紙の申出書を判定機関に提出する。上記の申出書を受理した判定機関は、別紙様式1により他道府県の判定機関に判定資料の提供を依頼する(都部長通知3)。

但し、他道府県での判定時期等により、愛の手帳の判定が困難な場合は、新たに判定を行う(都部長通知3ただし書)。なお、別紙「申出書」には、「*旧住所地の判定資料の内容によっては、東京都において新たに判定を行う場合があります。」との注記があり、本件申出書においても同様である。

イ なお、上記1(2)記載のとおり、国課長通知は、療育手帳制度における他の都道府県等からの転入者に係る取扱いを定めているところ、国課長通知は、㊶旧住所地の都道府県等における療育手帳をそのまま使用することができない場合や㊷新規に療育手帳を発行する場合に旧住所地の判定資料にはよらずに判定を行う場合があることを前提とした上で、その場合の具体的な取扱いについては各都道府県等で定めることを許容する趣旨であると解されるから、国課長通知と上記アの都部長通知の定めは、特段、矛盾・抵触するものではない。

3 ○○要領について

本件の「愛の手帳」交付申請に係る本児は、東京都に転入する前に○○の療育手帳の交付を受けていたところ、転入前の本児に適用されていた「○○療育手帳判定要領」（以下「○○要領」という。）の「知的障害者判別基準表」においては、知的障害を伴わない場合であっても、「発達障害と診断され、かつ、相談所長が自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により、療育又は日常生活上の支援が必要と認めた者は「B(2)」とする」と定められており、同県の療育手帳の交付対象には、純然たる発達障害者が含まれていることが明文化されている。

4 知的障害と発達障害の取扱いについて

(1) 上記2及び3によれば、東京都における「愛の手帳」制度と○○における療育手帳制度では、純然たる発達障害を手帳の交付対象に含めるかどうかには相違があるため、この点について以下に補足する。

(2) 世界保健機関（WHO）が定めている疾病、障害及び死因の分類体系であり、精神医学の分野において代表的な診断基準として利用されているICD-10（国際疾病分類第10版）によれば、知的障害（医学上は、「精神遅滞」の語が用いられる。ICDコードF70-79）は、「精神の発達停止あるいは発達不全の状態であり、発達期に明らかになる全体的な知的水準に寄与する能力、たとえば、認知、言語、運動および社会的能力の障害によって特徴づけられる。」とされている。他方で、本児が○○において診断された広汎性発達障害（ICDコードF84）は、「相互的な社会関係とコミュニケーションのパターンにおける質的障害、および限局した常同的で反復的な関心と活動の幅によって特徴づけられる一群の障害」とされている。

そして、「知的障害」と「発達障害」の関係については、

「もし精神遅滞が存在するなら、それは広汎性発達障害に普遍的な特徴ではないので、別にF70-79にもコードすることが重要である。」との記述も見られるように（医学書院刊「ICD-10 精神および行動の障害—臨床記述と診断ガイドライン—」235～236頁及び261～262頁）、医学的には異なる概念として捉えられているといえる。

- (3) また、法律上も、障害者基本法2条1号では、同法における「障害者」の定義に関して、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、（以下略）」と定め、また、児童福祉法4条2項においても、「この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は（以下略）」と定められており、「発達障害」は、広義の精神障害の一種に位置付けられているものと解されており、「知的障害」とは異なる概念として用いられている。

そして、このことを前提として、知的障害者を除く精神障害者には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付等の福祉施策が講じられている。

- (4) 以上のことからすると、「知的障害者」と「発達障害者」は医学上も法律上も異なる概念であり、都営綱等の解釈において、愛の手帳の交付対象者に、知的障害者とは異なる純然たる発達障害者が含まれるという結論を導くことは困難であり、純然たる発達障害者が含まれるというためには、都営綱等に愛の手帳の交付対象者には純然たる発達障害者が含まれるという明文の規定を置く必要があるといえる。

ところが、現行の都要綱等は、交付対象者に関して、純然たる発達障害者を含むことを明らかにする規定を設けておらず（2(2)ア(ア)）、同(イ)記載のとおり、現行の都要綱等においては、純然たる発達障害者は、愛の手帳の交付対象に該当しないこととなる。

5 本件処分について

上記1ないし4を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下、検討する。

(1) 判断の枠組み

療育手帳制度は、法令に直接の根拠を持たず、各都道府県等が独自に定める要綱に基づいて実施している制度であり、交付対象、交付手続、認定基準等も各都道府県等要綱等により定められているものであるから、制度の仕組上、都道府県等要綱等で手帳の交付対象とされていない者に対しては、当該都道府県等要綱等に基づく手帳を交付することができないことは自明である。また、手帳の交付の可否及び手帳を交付する場合の程度区分に関する決定も、当該都道府県等要綱の定めに基づいて行われるべきことは明らかである。

したがって、東京都知事が行う「愛の手帳」の交付の可否及び手帳を交付する場合の程度区分に関する決定に関しては、国要綱等や他の道府県等要綱等が直接適用されるものではなく、東京都知事の上記決定が都要綱等の定め違反して行われた場合に限り、当該決定は違法なものとして取り消すべきこととなる。

(2) 本児に係る総合判定について

ア 都要綱実施細目4(4)によれば、手帳の申請に係る程度別総合判定を行うに当たっては、児相センター所長の作成した判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとされ

ているところ、本件のように他道府県からの転入による申請であり、転入者が希望する場合には、旧住所地の判定書を活用することとされている（都部長通知3。前記2(3)ア②）。

本件では、児相センター所長は、請求人から〇〇判定資料の活用を希望する旨の申し出があったことから、〇〇判定資料により、都要綱実施細目4(2)が定める障害程度認定に係る総合判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し（本件判定書）、これを申請書に添付して処分庁に進達したことが認められる。

そこで、〇〇判定資料及び〇〇判定資料を踏まえて作成された本件判定書の記載内容を基に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、次に検討する。

イ 個別判定基準表によるプロフィール

(ア) 「知能測定値」については、〇〇判定資料によると、新版K式発達検査2001による知能検査の結果、IQ112と判定されている。したがって、個別判定基準表における4度「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」相当を大きく上回っていることが認められることから、「非該当」と判定している。

(イ) 「学習能力」については、上記アのとおり、知的障害の該当域を大きく上回っていることに加え、〇〇判定資料によると、知能検査の内容を見ても、本児は年齢以上の言語能力を持ち、論理的な思考をすることも可能とある。新版K式発達検査2001の成人級の課題である「数列」においては8問中5問、「釣合ばかりⅢ」においては3問中3問を正答するなど、成人級の認知や言語の課題ができていることが〇〇判定資料から読み取れる。したがって、個別判定基準表における4度「簡単な読み、書き、計算がほぼ可

能」を大きく上回る能力を有していることが認められることから、「非該当」と判定している。

- (ウ) 「作業能力」については、〇〇判定資料によると、本児は、「パソコンで何かを作ったり」、「学習は小6までは大むねできていた」とあることや、「検査場面では、本児にとって難しい課題であっても、諦めることなく最後まで取り組むことができるなど、集中力や持続力が認められる。」との記載があり、また、本児の母によれば、本児は、小学校、中学校を通じて通常級に在籍し、高校受験をして〇〇区内に所在する〇〇高等学校（以下「都内私立高校」という。）に合格して、1年に在籍しているとある。これらのことから、個別判定基準表における4度「単純作業は可能」を大きく上回る能力を有していることが認められることから、「非該当」と判定している。
- (エ) 「社会性」については、〇〇判定資料によれば、小学校1・2年の時は仲が良く気に入っている友人がおり、高学年においては男子の方が仲の良い者がいたが、小学校6年生のころから1人になりがちとなり、中学校入学後には登校を渋り、友達も減ってきていたとある。また、本児の母によれば、本児は、中学校1年生の3学期に転校してから不登校になったとある。ただし、〇〇判定資料によれば、本児は、他児への興味がややある（有に△印が付されている。）、一人で歩いて外出し、一人で買い物に行く（本屋や図書館）との記述もある。以上の事情から見ると、本児の社会性については知的障害に起因したものであると認めることはできないことから、「非該当」と判定している。
- (オ) 「意思疎通」については、〇〇判定資料によると、視線を合わせることができ、要求はことばによるとされ、日常的

な言葉はほぼ理解でき、会話能力に問題はない、二つの指示にも応じることもでき、教示を聞きのがしたときには自ら問い返すこともできるとあり、また、本児の母によれば、都内私立高校に入学しているとある。したがって、個別判定基準表における4度「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」を上回る意思疎通が可能であることが認められることから、「非該当」と判定している。

- (カ) 「身体的健康」については、〇〇判定資料によれば、身体的健康に関する特記事項が認められず、また、本児の母から特に説明があったことが認められないことから、「非該当」と判定している。
- (キ) 「日常行動」については、〇〇判定資料によると、自傷行為（自分をかむ、頭を叩く（気に入らないとき））、口にキャップを含む・かむ（安心する？）といった記述があり、「行動面についての多少の点検や指導が必要」との記載があるものの、それらは知的障害に起因したものであると認めることはできないことから、「非該当」と判定している。
- (ク) 「基本的生活」については、〇〇判定資料によれば、キャップや消しゴムをかむ、生理の始末が不十分、ふとんが汚れていても言わないとの記述が見られ、本児の母によれば、衣類は脱ぎっぱなし、生醤油を飲むといった行動が見られるものの、〇〇判定資料によれば、食事は自立、排泄・排便は生理の始末が不十分であるものの自立、着脱衣及び入浴・洗面は自立と記載されている。また、自転車を利用することがあるところ、信号を理解し、危険回避ができる（車を避ける）といった基本的な部分に支障は見られないことから、「非該当」と判定している。

(ケ) 小括

以上のとおり、上記各項目における障害の程度の判定は、全ての項目について「非該当」であると判定されている。

ウ 医学的所見

〇〇判定資料によれば、「診断」欄に「広汎性発達障害」とあるところ、本件判定書では「広汎性発達障害 知的障害なし 愛の手帳非該当 〇〇書類により判定」と判定している。

エ 心理学的所見

〇〇判定資料によれば、新版K式発達検査2001による検査結果として、「CA14：0」、「MA15：8」、「DQ112」との判定をしているところ、本件判定書では同判定をそのまま引用している。

オ 社会診断所見

〇〇判定資料によれば、本児の社会診断所見は「軽度」の判定がなされているところ、本件判定書においては「（愛の手帳の）判定基準に照らし非該当とする。」とされている。

カ 総合診断

上記イないしオの記載内容を総合して判定すると、本児の障害の程度は、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないことは明らかであるから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当である。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

6 請求人の主張について

請求人は、本件審査請求書において、上記（第3）のとおり主張するので、それぞれについて以下に検討する。

(1) まず、請求人は、本児は転出自治体において既に療育手帳の交付を受けていたところ、国課長通知によれば、療育手帳に係る転出入手続は、原手帳の住所記載を訂正すれば足りるはずであり（第3・(1)）、本件処分には理由がないと主張する。

ア しかしながら、国課長通知は、「旧住所地の療育手帳をそのまま使用することが困難で、やむを得ず新規に発行する場合」についても規定しており（国課長通知2）、療育手帳の交付を受けた知的障害者が他の都道府県等の区域に住所を移した場合に、必ず原手帳の住所記載の訂正によって対応しなければならない旨を定めたものではないから、請求人の主張には理由がない。

また、東京都における「愛の手帳」交付制度は、都要綱等及び都部長通知により運営されるものであり、国課長通知が直接適用されるものではないことに加えて、上記のとおり、東京都における「愛の手帳」制度と〇〇における療育手帳制度では、純然たる発達障害を手帳の交付対象に含めるかどうかには相違があり、交付基準が大幅に異なることからすれば、本件は、国課長通知2の「旧住所地の療育手帳をそのまま使用することが困難で」ある場合に該当するというべきであるから、本件処分が国課長通知に反しているということもできない。

イ もっとも、請求人の上記主張を、都要綱等の定めに沿って、愛の手帳を交付されるためには新規の交付申請を要するとしても、本児は、〇〇要領に基づき療育手帳が交付されていたことから、都内への転入後も引き続き療育手帳の利用が認められて然るべきであり、本件申請があったにも関わらず愛の手帳の交付を認めなかった本件処分には、違法・不当な点があると主張しているとも解することができる。

しかしながら、上記に示したとおり、療育手帳制度は都道府県等が独自に定める要綱に基づき実施される制度である以上、都道府県等要綱等で手帳の交付対象とされていない者に対して、当該都道府県等要綱等に基づく手帳を交付することができないことは明らかであり、本児に関して、転出元の〇〇において療育手帳を交付されていたことのみを理由として、処分庁が、愛の手帳を当然に交付する義務を負うものではない。

そして、上記に示したとおり、現行の都要綱等の解釈上、愛の手帳の交付対象者に純然たる発達障害者が含まれていると解することはできないから（2(2)ア及び4）、純然たる発達障害児である本児に愛の手帳を交付することはできない。

ウ さらに、請求人は、純然たる発達障害者に対して療育手帳を発行すること及び療育手帳制度に関する全国平等な基準を整備することについて、総務省が厚生労働省に対して勧告していることを指摘していることから、処分庁には、愛の手帳の交付対象者に純然たる発達障害者を含めることを内容とした都要綱等の改正措置を講じる責務があると主張しているものと解することもできる。

しかしながら、このような請求人の主張は、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する立法論又は政策論を本件処分を不服とする理由とするものであるところ、審査庁は、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするのであって、また、審理員においても同様と解されることから、現行の都要綱等に基づいて行われた本件処分を取り消す理由として、立法論ないし政策論を基にした主張を取り上げることはできない。

エ 以上から、請求人の上記各主張は、本件処分を取り消す理

由とはならない。

- (2) 次に、請求人は、処分庁は却下理由に「その他聴取内容等から」と記載するが、本児の母も含めて児相センターの担当者から聴取をされた事実はなく、附記理由に誤りがあると主張する。

しかしながら、本件判定書には、本児が都内私立高校に入学していることのような、〇〇判定資料には記載がなく、かつ、本児をよく知る者でなければ知りえない事情が記載されている。また、平成29年4月17日に児相センター担当者が本児の母に対して電話連絡を行っているところ、同日は、児相センターが（本児が純然たる発達障害者である旨が示されている）〇〇判定資料を入手する前である。そうすると、上記本児の母に対する電話連絡は、本児の生活状況を聴き取ることを内容とするものであったという処分庁の主張には、十分な合理性があると認められる。

したがって、本件処分の附記理由に誤りがあると認めることはできず、請求人の主張には理由がない。

- (3) さらに、請求人は、都部長通知によれば、転入者から愛の手帳の交付申請を受理した機関は、提出された他自治体発行の療育手帳の住所欄を新住所に訂正すると定めているところ、本件申請に当たり、障害福祉課は原手帳に訂正を行っておらず、手続に違背があると主張する。

しかしながら、請求人が指摘する都部長通知の上記手続は、国課長通知2が「新たな療育手帳を交付するまでの間、経過的に旧住所地の療育手帳の使用を認める配慮をすること」と定めるのと同様の配慮から設けられたものと推測されるところ、旧住所地の療育手帳の住所欄の記載が訂正されたか否かにより、本件の「愛の手帳」交付申請に係る本児の障害の程度の総合判定の結果が左右されるものではないから、請求人の主張をもつ

て本件処分の取消理由とすることはできない。

(4) 以上のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

7 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)